

はぴ e セット

(リース約款)

2024年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

当社が別に定める、はぴeセット主契約料金表（2024年4月1日実施。以下「主契約料金表」といいます。）、はぴeセットオプション料金表（2024年4月1日実施。以下「オプション料金表」といいます。）により、当社がお客さまにリースする住宅設備機器（以下「リース物件」といいます。）について、以下の取扱いといたします。

第1条（リース物件）

当社がお客さまにリースするリース物件は、以下のとおりといたします。なお、高効率給湯機とは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で定めるトップランナー制度の対象機器のうち2025年度の目標基準値以上のもので、当社が指定する機器とします。

- ・エコキュート（標準タイプ）（370L以下角型。ただしおひさまエコキュートおよび高効率給湯機は除く。）
- ・エコキュート（特別タイプ）（460L角型、460L以下薄型、おひさまエコキュートおよび高効率給湯機。）
- ・IHクッキングヒーター
- ・EV充電器（普通充電器）

第2条（リース物件の対象範囲）

第1条（リース物件）に定めるリース物件について、対象となる設備の範囲は、リース物件ごとに以下のとおりといたします。

リース物件	対象となる設備範囲
エコキュート（標準タイプ） (370L以下角型。ただしおひさまエコキュートおよび高効率給湯機は除く。)	本体、リモコン、脚部カバー
エコキュート（特別タイプ） (460L角型、460L以下薄型、おひさまエコキュートおよび高効率給湯機。)	本体
IHクッキングヒーター	本体
EV充電器（普通充電器）	本体

第3条 (取付工事・引渡し)

リース物件の取付工事において、当社の費用負担で実施する工事の範囲（以下「標準取付工事」といいます。）は、リース物件ごとに以下のとおりといたします。

リース物件	標準取付工事
エコキュート (標準タイプ) (370L以下角型。 ただしおひさまエコキ ュートおよび高効率給 湯機は除く。)	<ul style="list-style-type: none">既設給湯器の取り外し、撤去、廃材処分ガス供給管の閉塞処理（コック2次側処理）本体据付用基礎工事本体の据付および脚部カバー・リモコンほか付属部品の取付工事既存給水配管との接続工事（屋外露出配管5m以内）既存給湯配管との接続工事（屋外露出配管5m以内）浴槽アダプターの取替風呂配管の取替接続工事（屋外露出配管5m以内）本体ユニット間配管の接続工事（屋外露出配管3m以内）配管保温工事（各配管の標準取付工事範囲m数に準ずる）既存排水設備までの排水配管工事（屋外露出配管2m以内）ヒートポンプユニット用ドレン配管工事（屋外露出配管2m以内）既設分電盤内への専用ブレーカー増設および本体までの電気配線工事（15m以内）本体ユニット間の配線工事（3m以内）既存リモコン配線（台所・風呂）との接続工事（10m以内）本体ユニットの接地工事
エコキュート (特別タイプ) (460L角型, 460L以下薄型, おひさまエコキュート および高効率給湯 機。)	<ul style="list-style-type: none">既設コンロの取り外し、撤去、廃材処分ガス供給管の閉塞処理（コック2次側処理）本体の据付工事専用露出コンセントの設置工事既設分電盤内への専用ブレーカー増設および専用露出コンセントまでの電気配線工事（10m以内）本体の接地工事
I Hクッキング ヒーター	<ul style="list-style-type: none">本体の据付工事既設分電盤内への専用ブレーカー増設および本体までの電気配線工事（10m以内）本体の接地工事
E V充電器 (普通充電器)	<ul style="list-style-type: none">本体の据付工事既設分電盤内への専用ブレーカー増設および本体までの電気配線工事（10m以内）本体の接地工事

※標準取付工事は、既設のお客さま設備を点検のうえ、それを流用する場合

があります。

2. いざれのリース物件においても、標準取付工事は、当社が指定する工事店（以下「指定工事店」といいます。）が行うものとします。
 3. 標準取付工事に含まれず、かつ、お客様がリース物件を使用するために必要と当社が判断する工事（以下「追加工事」といいます。）は、お客様が、指定工事店との間で工事請負契約を締結して行うものとします。
 4. お客様は、追加工事の費用を、指定工事店に支払うものとします
 5. お客様は、リース物件の取付けに必要な場所を確保するものとします。
 6. お客様は、設置されたリース物件について、指定工事店の立会いのもと取付確認を行うものとし、その完了をもって、当社からお客様にリース物件の引渡しが完了したものとします（以下、引渡しが完了した日を「引渡完了日」といいます。）。
- なお、お客様が、お客様の都合により取付確認に立ち会わなかつた場合、または、取付確認を拒否された場合は、リース物件の設置完了日を引渡完了日といたします。
7. 標準取付工事に契約不適合がある場合、お客様は当社に対して、引渡完了日から1年以内に限り、その瑕疵の修補を請求することができるものとします。
- なお、追加工事における契約不適合については、当社は責任を負いません。
8. リース物件に接続工事した既設のお客さま設備（標準取付工事の範囲であっても、既設のお客さま設備を流用した部分を含みます。）の不具合・損害およびそれに起因したリース物件の不具合・損害については、当社はその責めを負いません。
 9. 当社はリース物件を明示する標示をリース物件に貼付することができるものとします。
 10. 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線または保管中の事故、法令、規則の改正、疫病・感染症の流行等の不可抗力（リース物件の製造会社または販売会社、指定工事店の都合等を含みますが、これに限りません。）により、当社がお客様へのリース物件の引渡しが遅延または不能になった場合、当社はその責めを負いません。

第4条 （お客様の義務）

お客様は、主契約料金表およびオプション料金表における契約期間の間、次にあげる事項を遵守するものとします。

- (1) 第3条（取付工事・引渡し）第9項に定める標示を貼付した状態を維持すること。
- (2) 書面による当社の承諾なく、リース物件を第三者に譲渡しまたは担保に差し入れるなど、リース物件所有者の所有権を侵害する行為を行わないこと。
- (3) 書面による当社の承諾なく、リース物件の取り外しまたは取付場所の変更

を行わないこと。

(4) リース物件の製造会社が発行する取扱説明書上で規定している注意・禁止事項および操作方法を遵守し、善良な管理者の注意をもってリース物件を使用・管理すること。

(5) リース物件の改造・加工・模様替え等、その原状の変更を行わないこと。

2. お客さまが前項に違反した場合、お客さまは次にあげる費用を負担するものとします。

(1) 前項(3)の場合は、当社がリース物件を初期取付場所へ再度移設するのに要する費用。

ただし、初期取付場所への再移設が困難な場合は、当社が適当と認める他の場所へ当社がリース物件を移設するのに要する費用。

(2) 前項(2), 同(3), 同(4)または同(5)の違反によりリース物件が毀損または滅失した場合は、リース物件の原状回復に要する費用または主契約料金表 16 (解約精算金の請求) もしくはオプション料金表 9 (解約精算金の請求) に定める解約精算金。

第5条 (故障)

リース物件の引渡完了日から主契約料金表およびオプション料金表における契約期間満了日まで、お客さまの責めによらない事由によりリース物件が毀損し、修理が可能であると当社が判断した場合は、当社の費用負担により修理します。

2. 前項の定めにかかわらず、次にあげる修理等の費用は、お客さまの負担とします。

(1) お客さまの故意または過失（使用方法の誤りを含みます。）に起因する故障の修理費用

(2) お客さまが当社または指定工事店以外で行った修理費用

(3) リース物件のクリーニング費用

(4) 温泉水・地下水・井戸水などの塩分・石灰分・その他不純物を多く含んでいる場合等、水質が原因で機器が故障したときの修理費用

(5) 通常使用に伴い消耗する部品（グリル焼網等を含みます。）の取替費用

(6) 一般家庭用以外での使用（業務での使用）によって生じた故障の修理費用

(7) リース物件の品質・機能に影響がないと当社が判断する現象の修理費用

(8) 地震、噴火、津波、地盤沈下、地盤変動、風害、水害、雪害、塩害、その他天災により生じた故障の修理費用

(9) 火災、落雷、破裂、爆発または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事故または虫害、獣害により生じた故障の修理費用

(10) リース物件に接続するお客さま設備に起因した故障の修理費用

(11) (1)から(10)のほか、リース物件の製造会社が保証の対象としない事由に起因する故障の修理費用

- (12) リース物件のリモコン設定時刻のズレや消耗部品の経年劣化により生じた損害（電気料金、水道料金等）
 - (13) その他、当社が故障の修理費用を負担することがふさわしくないと当社が判断した場合の修理費用
3. リース物件の修理は、当社、リース物件の製造会社、または指定工事店が行います。
4. 当社は、経年によるリース物件の劣化、性能低下については一切の責任を負いません。
5. リース物件が毀損し、お客さまに損害が生じた場合、リース物件の毀損が当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第6条 （リース物件の使用に起因する損害）

お客さまによるリース物件の使用・保管に起因して、お客さままたは第三者が損害（身体障害、死亡、またはリース物件以外の財物の滅失、毀損、汚損を含みますが、これに限りません。）を受けたときは、お客さまの責任と費用負担で解決するものとし、当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

2. お客さまは、近隣への光反射・落雪・電波障害・騒音等、リース物件に起因する第三者とのトラブルが生じた場合は、お客さまの責任と費用負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第7条 （取付場所の変更にかかる工事）

お客さまが当社の承諾を得てリース物件の取付場所を変更する場合、それにかかる工事（以下「変更工事」といいます。）は、お客さまが、指定工事店との間で工事請負契約を締結して行うものとします。

2. お客さまは、変更工事にかかる一切の費用を負担するものとします。
3. 変更工事については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切責任（契約不適合責任を含みますが、これに限りません。）を負いません。

第8条 （取付場所への立入りの承諾）

お客さまは、リース物件の取付工事、故障修理、メンテナンス、調査、変更工事等のために、当社または当社の指定する者が無償でリース物件の取付場所へ立ち入ることをあらかじめ承諾します。

第9条 （リース物件の使用状況等の調査および情報提供）

お客さまは、リース物件の使用状況、設置状況等を当社が調査することを求めたとき、またはリース物件の使用状況等の報告を当社が求めたときは、これに応じるものとします。

2. 当社、リース物件の製造会社、または指定工事店は、リース物件のエラー

情報、その他運転データ等の情報を取得する場合があり、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

3. 当社、リース物件の製造会社、または指定工事店は、前項の情報を本サービスの改善等に活用する場合があり、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（契約終了後の取扱い）

主契約料金表およびオプション料金表における契約期間が満了した場合、リース物件は、契約期間満了日の翌日に現状有姿かつ無償で、その所有権をお客さまに移転するものとします。

また、契約期間満了日に先立ち、解約となった場合、リース物件は、解約日の翌日に現状有姿かつ無償で、その所有権をお客さまに移転するものとします。

2. リース物件の所有権をお客さまに移転した以降に、リース物件を撤去される場合、リース物件の撤去・廃棄処分および運送にかかる費用はお客さま負担といたします。
3. 当社は、リース物件の所有権をお客さまに移転した以降、当該リース物件の一切の責任を負いません。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項が発生した場合、当社とお客さまは本約款の趣旨に従い、誠意を持って協議・解決に努めます。

第12条（約款の変更）

当社は、予告無く本約款を変更できるものとします。当社は、本約款を変更する場合、当社のホームページにあらかじめ掲示し、変更後の約款の実施日の前営業日(営業日は当社が定めます。)までにお客さまから申出がないときは、当社は、お客さまが変更後の約款に同意したものとみなします。

第13条（その他）

本約款に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

実施期日

本約款は、2024年4月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。